

# 名古屋市中小企業融資制度のご案内

名古屋市では、中小企業の皆様を支援するため、必要な事業資金を円滑に調達していただけるよう各種融資制度を設けています。

名古屋市の融資制度は、中小企業の皆様に安心してご利用いただけるよう、原則として、長期・低利・固定金利 となっていますので、ぜひご利用ください。

## 融資制度の申込資格

名古屋市の融資制度をご利用いただくためには、おおむね以下の要件が必要となります。

- ① 市内に一定の事業所があり、現に事業を営んでいること。
- ② 税の滞納がないこと。
- ③ 名古屋市信用保証協会や(公財)名古屋市小規模事業金融公社の申込資格があること。
- ④ 銀行取引停止処分を受けていないこと。  
(第1回不渡り発生後、6か月を経過していないことを含む。)
- ⑤ 許認可を要する業種の方は、その許認可を受けていること。
- ⑥ 現に信用保証協会の求償権や(公財)名古屋市小規模事業金融公社の管理債権になっていないこと。
- ⑦ 以前の借入の際に資金用途違反をしていないこと。
- ⑧ その他、融資の申込要件に適合すること。

※「申込みのできるかた」の欄に従業員数の定めのない資金をご利用いただける方の範囲は下表のとおりです(資本金または従業員数のいずれか一方が該当する企業)。

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	50人以下
小売業、飲食店		

※ 暴力団等の反社会的勢力は一切対象となりません。

※ 融資に斡旋料、仲介手数料等は一切不要です。斡旋料等を不正に要求するいわゆる金融あっせん屋にご注意ください。

※融資条件等が変更になる場合がありますので、詳しくは下記のお問い合わせ先にご確認ください。

## お問い合わせ先

### 名古屋市 経済局 産業労働部 中小企業振興課 (中小企業振興センター)

URL : <https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/387-1-5-0-0-0-0-0-0.html>

名古屋市千種区吹上二丁目6番3号(中小企業振興会館6階)

TEL:052-735-2100 FAX:052-735-2104

市内の中小企業の皆様を対象として、次のような事業を行っています。  
お気軽にご利用・ご相談ください。

- 中小企業者向け融資制度の案内
- 各種経営相談の案内
- セーフティネット保証等の認定
- 各種セミナーの開催 等

【金融相談窓口】 金融機関OBなどの専門の相談員がご相談に応じます。  
無料・先着予約制 TEL:052-735-2000 FAX:052-735-2104

### 名古屋市信用保証協会

URL : <https://www.cgc-nagoya.or.jp/>

名古屋市中区栄二丁目12番31号

TEL:052-212-3011

中小企業の皆様が金融機関から事業資金を借り入れる際、保証人の役割を引き受けるため信用保証協会法に基づき設立された公的機関です。

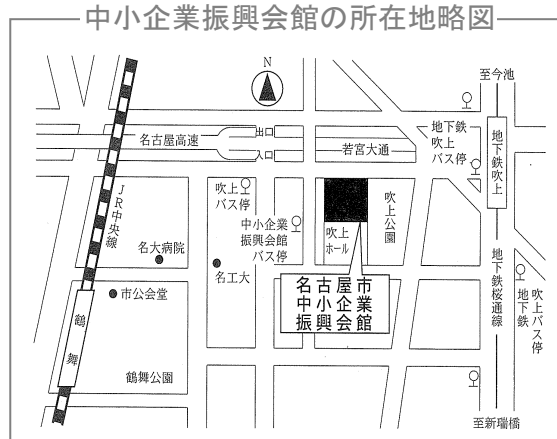
### 公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社

URL : <https://nb-fun.jp/>

名古屋市千種区吹上二丁目6番3号(中小企業振興会館5階)

TEL:052-735-2123

市内の中小企業の皆様を対象として金融・経営相談を行うほか、事業上の資金を貸付けるために設立された公益財団法人です。



名古屋市信用保証協会  
保証付融資制度 ①

名古屋市信用保証協会の信用保証をつけて、各取扱金融機関から融資を受ける制度です。  
なお、融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

【事業者選択型経営者保証非提供制度】  
保証付融資制度を利用する場合、国が定める要件（次頁の※5ア～オ）に全て該当し、信用保証料を上乗せ（0.25%または0.45%）することで経営者保証不要を選択することができます（法令や制度要件により経営者保証を不要とする場合等を除く）。

（令和6年4月1日現在）

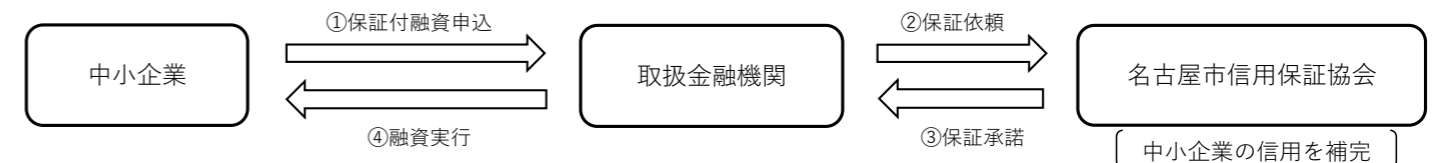
制度名	申込みのできるかた	融資条件				責任共有制度 ※2	保証料率 ※3	担保・ 連帯保証人		
		限度額	資金 使途	融資期間 ※1	利率					
小規模企業の 事業資金	小規模 企業等 振興資金	通常資金	市内で事業を営む従業員数が50人（商業・サービス業30人）以下の会社・個人・企業組合・医療法人・NPO法人等	5,000万円	設備 運転 設備	3年以内	年1.3%	対象	0.38～1.74%	（担保） 必要に応じて 設定
		小口資金	市内で事業を営む従業員数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人）以下の会社・個人・企業組合・医療法人等で、国の定める小口零細企業保証の利用ができること			5年以内	年1.4%			
経営の強化を 図る前向き の資金	経営強化 支援資金	大口資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等  SDGs推進の取組み（「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表含む）を行う中小企業は、経営強化支援資金（大口資金）の優遇利率の適用（0.1%の引下げ）が受けられます。	1億5,000万円	設備  運転	3年以内	年0.9%	対象	0.40～1.83% ただし、SDGs推進 保証なごやを利用 する場合は 0.35～1.80%	（連帯保証人） 必要に応じて 徴求。ただし、 法人代表者以外 の連帯保証人は 原則徴求しない
						5年以内	年1.0%			
創業や分社の 資金	新事業創出資金 ※5	市内で開業する会社または個人で、①～⑥のいずれかに該当すること ① 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに開業すること ② 事業を営んでいない個人が、新たに開業してから5年未満であること ③ 事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立すること ④ 事業を営んでいない個人が、会社を設立してから5年未満であること ⑤ 創業者である個人事業主が設立した会社であり、創業（事業開始）から5年未満であること ⑥ 会社が、新たに会社を設立（分社化）しようとするか、または、新たに設立（分社化）された会社で設立してから5年未満であること （①③の場合で特定創業支援等事業（※6）により支援を受けた方は6か月以内）	3,500万円	設備 運転  設備	3年以内	年0.8%	対象外	0.79%	（担保） 不要  （連帯保証人） 必要に応じて徴求。 ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則徴求しない  スタートアップ 創出促進保証制度 を利用して経営者 保証を不要とする 場合は 0.99%	スタートアップ 創出促進保証制度 を利用して経営者 保証を不要とする 場合は 0.99%
経営の安定が 必要な時 の資金	経営安定 資金	ナゴヤ 新型コロナ ウイルス 感染症対 策支援 資金  （令和6年6月30日 までに保証申込 が必要）	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、次の①～③のいずれかに該当しており、かつ経営行動に係る計画を策定していること ① 中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号の認定を受けていること ② 中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第5号の認定を受けていること ③ 次のいずれかに該当していること ア 最近1か月間の売上が前年同月のものと比較して5%以上減少していること イ 最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月又は直近決算のもの と比較して5%以上減少していること ウ 直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期のものと比較して5%以上減少していること	1億円	設備 運転	3年以内	年1.1%	① 対象外	①② 0.20%	（担保） 必要に応じて 設定
		経営改善 サポート 資金  （令和6年6月30日 までに保証申込 が必要）	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業活性化協議会や経営サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行すること			5年以内	年1.2%			
経営の安定が 必要な時 の資金	経営安定 資金	経営改善 サポート 資金  （令和6年6月30日 までに保証申込 が必要）	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業活性化協議会や経営サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行すること	1億円	設備 運転	3年以内	年1.1%	対象	0.20%	（連帯保証人） 必要に応じて 徴求。ただし、 法人代表者以外 の連帯保証人は 原則徴求しない
						5年以内	年1.2%			

【名古屋市信用保証協会の保証付融資制度（※1～9）】

- ※1 融資期間には、12か月以内の据置期間を含みます（新事業創出資金は一部例外があります。また、経営安定資金（ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金）及び経営安定資金（経営改善サポート資金）は60か月以内です。）。
- ※2 責任共有制度とは、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった適切な支援を行うこと等を目的として、全国の信用保証協会に平成19年10月から導入されたものです。（信用保証協会の保証割合は原則として80%です。）
- ※3 保証料は、原則として中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率となっており、一般保証の料率（0.45～1.90%等）より低い料率となっております。また、有担保保証割引など保証料率が異なる場合がありますので、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。
- ※4 SDGs推進にかかる取組み（「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表含む）を行う（名古屋市信用保証協会の『SDGs推進保証なごや』をご利用される）方、または名古屋市工業技術グランプリを受賞された方が経営強化支援資金（大口資金）を利用する場合は、融資利率（0.1%の引下げ）の優遇措置があります。
- ※5 新事業創出資金は、名古屋市信用保証協会の「成長応援パック」の対象制度です。創業保証のご利用後、お客さまが無料で中小企業診断士等の専門家による経営診断を受けることができます。また、㈱日本政策金融公庫との協調融資の場合、「協調推進枠」でのご利用となります。
- ※6 特定創業支援等事業とは、創業者の経営・財務・人材育成・販路開拓の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組みです（名古屋市創業支援等事業計画に掲載のもの）。
- ※7 名古屋スタートアップ企業支援補助金の事業認定等を受けた方が、新事業創出資金を利用する場合は、融資利率（0.1%の引下げ）の優遇措置があります。

- ※8 融資実行を受けた後、会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受ける必要があります。
- ※9 取扱金融機関と本市が連携し、長期借入時の利率の引き下げを実施しています。

名古屋市信用保証協会の保証付融資制度【手続きの流れ】



【名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金】

中小企業の方が環境保全対策を実施する際に必要な資金を融資できる制度もあります。公害防止や自動車対策の他、省エネルギー等による地球温暖化対策（高効率空調設備・LED照明への入替え、太陽光発電設備の設置等）にもご利用いただけます。主な融資条件は、原則として融資期間7年以内、利率1.3%（利子補助制度あり）です。取扱金融機関の判断により、名古屋市信用保証協会の保証を必要としない場合があります。詳しくは、環境局地域環境対策部大気環境対策課（TEL 052-972-2674）にお問い合わせください。



名古屋市信用保証協会  
保証付融資制度②

名古屋市信用保証協会の信用保証をつけて、各取扱金融機関から融資を受ける制度です。  
なお、融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

【事業者選択型経営者保証非提供制度】  
保証付融資制度を利用する場合、国が定める要件（※5ア～オ）に全て該当し、信用保証料を上乗せ（0.25%または0.45%）することで経営者保証不要を選択することができます（法令や制度要件により経営者保証を不要とする場合等を除く）。

(令和6年4月1日現在)

制度名	申込みのできるかた	限度額	資金用途	融資条件		責任共有制度※2	保証料率※3	担保・連帯保証人			
				融資期間※1	利率						
経営の安定が必要な資金	経済変動対策資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第1号から第4号または第6号のいずれかの認定を受けていること	8,000万円	設備運転	3年以内	年1.1%	対象外	0.79%	名古屋信用保証協会所定		
		市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第5号、第7号及び第8号のいずれかの認定を受けていること			5年以内	年1.2%					
	環境適応資金	特種別対策資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、最近3か月の月平均売上高または月平均売上高総利益率もしくは月平均売上高営業利益率が、前年同期または2年前同期に比べて3%以上減少していること	8,000万円	設備運転	3年以内	年1.2%	対象		0.38～1.74%	
			市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業活性化協議会等の支援等を受け、再生計画の策定を完了していること			5年以内	年1.3%				
		再生支援資金	再生支援資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業活性化協議会等の支援等を受け、再生計画の策定を完了していること	経済対策特別資金については1億2,000万円以内（令和7年3月31日まで）	設備運転	7年以内	年1.4%		再生支援資金については一部対象外有	0.40～1.83%
							10年以内	年1.5%			
	災害復旧資金	災害復旧資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受けたこと	2億8,000万円	設備運転	1年以内	年0.8%	対象		0.33～1.57%	
			市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受け、次の①または②のいずれかに該当すること ①中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号の認定を受けていること ②激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があり、直接被害を受けたこと			3年以内	年1.1%				
	事業承継支援資金	事業承継支援資金	市内で事業を営んでいる会社・個人等で、次の①～⑥のいずれかに該当すること ただし、③、④に該当する場合は、中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定を受けている中小企業者の代表者及び事業を営んでいない個人を含み、⑤、⑥に該当する場合は、法人のみを対象とする ①事業承継前に、事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組むこと ②事業承継後に、事業承継を契機とした経営状況等の変化に対応するため事業計画を策定し、計画の実行に取り組むこと ③中小企業経営承継円滑化法第12条第1項（第1号二に該当する場合を除く。）に基づく知事の認定を受けていること ④愛知県事業承継ネットワークの構成機関等の支援を受けて、①～③の計画の実行に取り組むこと ⑤保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する法人、または、一定期間内に事業承継を実施した法人で、以下の要件に全て該当すること ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと ⑥以下の要件に全て該当する会社（金融商品取引所に上場されている株式または店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）であること ア 中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号二の規定による知事の認定を受けていること イ 法人・個人の分離がなされていること ウ 返済緩和している借入金がないこと	2億8,000万円	①～③ 設備運転	3年以内	年1.2%	対象		0.38～1.74%	
			5年以内			年1.3%					
			7年以内			年1.4%					
			①～③ 設備			10年以内	年1.5%				
④～⑥ 設備運転			3年以内			年1.0%					
			5年以内			年1.1%					
	7年以内	年1.2%									
④～⑥ 設備	10年以内	年1.3%									
経営者保証非促進資金	経営者保証非促進資金	①市内で事業を営む会社・医療法人・協同組合等で、国が定める要件（※5ア～オ）に全て該当すること	8,000万円	設備運転	3年以内	年1.2%	①③ 対象	0.48～1.84% または 0.68～2.04%			
					5年以内	年1.3%					
					7年以内	年1.4%					
		②市内で事業を営む会社・医療法人・協同組合等で、国が定める要件（※5ア～オ）に全て該当し、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号の認定を受けていること	8,000万円	設備運転	3年以内	年1.1%	② 対象外	0.89% または 1.09%			
					5年以内	年1.2%					
					7年以内	年1.3%					
					10年以内	年1.4%					
		③市内で事業を営む会社・医療法人・協同組合等で、国が定める要件（※5ア～オ）に全て該当し、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第5号の認定を受けていること	8,000万円	設備運転	3年以内	年1.2%	対象	0.77% または 0.97%			
					5年以内	年1.3%					
					7年以内	年1.4%					
特別資金	特別資金	市内で事業を営む会社・医療法人・協同組合等で、金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、国が定める以下の要件に全て該当すること ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと	2億8,000万円	運転※6	3年以内	年1.2%	対象	0.38～1.74%			
					5年以内	年1.3%					
					7年以内	年1.4%					
					10年以内	年1.5%					

【名古屋市信用保証協会の保証付融資制度（※1～6）】

- ※1 融資期間には、12か月以内の据置期間を含みます。
- ※2 責任共有制度とは、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後の経営支援や再生支援といった適切な支援を行うこと等を目的として、全国の信用保証協会に平成19年10月から導入されたものです。（信用保証協会の保証割合は原則として80%です。）
- ※3 保証料は、原則として中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率となっており、一般保証の料率（0.45～1.90%等）より低い料率となっております。また、有担保保証割引など保証料率が異なる場合がありますので、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。
- ※4 本資金は、保証料の上乗せ（0.25%または0.45%）による経営者保証不要を選択できる国の事業者選択型経営者保証非提供促進保証制度を利用しており、保証料の上乗せ分に対する国の補助（0.15%分）が受けられます。なお、本資金の保証料率は、保証料を上乗せし、国の補助を控除した後の保証料率を記載しています。なお、国の補助は令和7年度の保証申込分は0.1%、令和8年度の保証申込分は0.05%になる予定です。

- ※5 ア 過去2年間（法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間）において貸借対照表、損益計算書等其他財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類を金融機関の求めに応じて提出していること  
イ 直近の決算書において代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当金等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと（代表者には代表権を持つ者のほか、代表者に準ずる者も含む）  
ウ 直近の決算において債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）こと又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと  
エ 上記ア及びイについては継続的に充足することを誓約する書面を提出していること  
オ 信用保証料率の引上げにより中小企業者が経営者保証を提供しないことを希望していること
- ※6 経営者保証を提供している取扱金融機関の既往プロパー融資の返済資金に限る。

【第三者保証人が必要な融資制度】

(令和6年4月1日現在)

制度名	申込みのできるかた	融資条件					
		限度額	資金用途	融資期間 〔うち据置期間〕 12か月以内	利率 ※2～4	担保・保証人	
経営の活性化を図るための資金	経営活性化資金 (通常資金) 6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人	従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること	2,000万円	設備 運転	3年以内		年2.6%
		従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下であること			1,000万円	設備 運転	5年以内
設備	7年以内		年2.8%				
	設備	10年以内	年2.9%				
創業や事業の多角化・転換の資金		創業・事業展開支援資金 (創業)市内で新規開業するか、または営業実績が6か月未満の市内の会社・個人 (事業展開)6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人	従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること	必要総資金の90%以内	設備 運転	3年以内	年2.6%
	次の①、②のいずれかに該当し、従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること ①現に事業を継続し、事業の多角化をするか、または事業の多角化後6か月未満であること ②新たな事業に転換するか、または事業転換後6か月未満であること		7年以内			年2.7%	
ものづくり産業向けの設備導入資金	ものづくり設備導入資金 6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人	ものづくり産業(製造業等)に属する事業で、従業員数が100人(ものづくり産業に属するサービス業30人)以下であること		5,000万円	直接ものづくり産業の用に供する機械・設備	3年以内	年2.6%
			2,000万円 〔対象設備購入額の1/2以内〕			直接ものづくり産業の用に供する新品の機械・設備	5年以内
設備	7年以内	年2.8%					
	設備	10年以内	年2.9%				
設備		5年以内	無利子				

【第三者保証人が不要な融資制度】

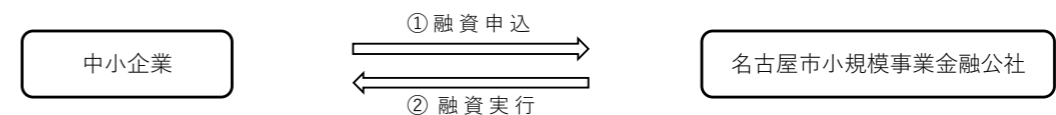
制度名	申込みのできるかた	融資条件					
		限度額	資金用途	融資期間 〔うち据置期間〕 12か月以内 ※1	利率 ※2～4	担保・保証人	
不動産証券担保を活用した資金	経営活性化資金 (不動産等担保融資) 6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人	従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること	5,000万円	設備 運転	3年以内		年1.6%または2.1%
		従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下であること			1,000万円	設備	5年以内
設備	7年以内		年1.8%または2.3%				
	設備	10年以内	年1.9%または2.4%				
保証機関の保証を利用した資金		経営活性化資金 (連携サポート資金) ※5 6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人 (法人の場合は、年商5億円以内で、3期以上確定申告または事業報告等を行っていること。 個人の場合は、満20歳以上満75歳以下で、3期以上確定申告を行っていること。)	従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること	1,000万円	設備 運転	3年以内	年6.1%
	従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下であること		5年以内			年6.2%	
設備		3年以内		年5.8%			
	設備	5年以内	年5.9%				
日本政策金融公庫と連携した資金		成長応援資金 6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人等 従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下で、日本政策金融公庫(国民生活事業部門)から借入ができること、または既に公庫からの借入(借入から3年以内のもの)に限る。ただし、当分の間、令和2年3月17日以降に新たな借入がある方も対象があり、金融公社の伴走型支援を受けること	500万円 〔公庫からの借入の同額以内〕	設備 運転	3年以内	年2.3%	
	設備				5年以内	年2.4%	
設備		7年以内	年2.5%				
	設備	10年以内	年2.6%				

○ 商店街活性化促進資金については、(公財)名古屋市小規模事業金融公社にお問い合わせください。

【(公財)名古屋市小規模事業金融公社取扱いの融資制度(※1～5)】

- ※1 経営活性化資金(連携サポート資金)は据置不可です。
- ※2 名古屋市工業技術グランプリを受賞された方が経営活性化資金を利用する場合は、融資利率(0.1%の引下げ)の優遇措置があります。
- ※3 名古屋市スタートアップ企業支援補助金の事業認定等を受けた方が、創業・事業展開支援資金を利用する場合は、融資利率(0.1%の引下げ)の優遇措置があります。
- ※4 担保の提供が可能な場合は、金融公社所定の割引利率を適用します。
- ※5 保証機関の保証を必要とします。

(公財)名古屋市小規模事業金融公社取扱いの融資制度【手続きの流れ】



## 申込先(取扱金融機関)

※下表の金融機関の愛知県内各店舗

銀行	三菱UFJ、りそな、三井住友、みずほ、北陸、大垣共立、十六、静岡、百五、三十三、関西みらい、名古屋、愛知、中京
信用金庫	愛知、中旦、岡崎、瀬戸、碧海、岐阜、西尾、豊田、東春、いちい、蒲郡、知多、東濃
信用組合	愛知商銀
その他	商工組合中央金庫

※ 下線の引かれている金融機関は、名古屋市が認定した「中小企業金融ワンストップ連携機関」です。中小企業金融ワンストップ連携機関では、申込者に代わり、セーフティネット保証第4号認定の申請を行っています。

● 保証付融資申込書（名古屋市信用保証協会所定）は、取扱金融機関で入手できます。

◇ 次の資金については、必要に応じて、名古屋市信用保証協会または名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課（中小企業振興センター）に直接申し込むことができます。

- ・ 小規模企業等振興資金 小口資金
- ・ 経営安定資金 経済変動対策資金（中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第5号、第7号及び第8号のいずれかの認定を受けている場合を除きます）
- ・ 経営安定資金 災害復旧資金（中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号の認定を受けている場合または激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があり、直接被害を受けた場合に限り）
- ・ 新事業創出資金（経営者保証を不要とする場合を除きます）

◇ 経営安定資金 環境適応資金（再生支援資金）については、必要に応じて、名古屋市信用保証協会へ直接申し込むことができます。

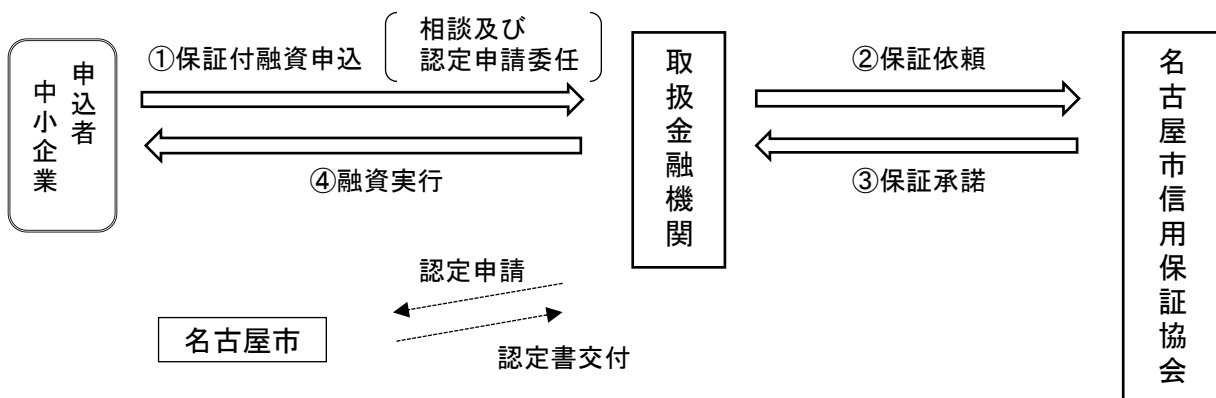
◇ 経営安定資金 経営改善サポート資金で、経営サポート会議を利用している場合については、必要に応じて、名古屋市信用保証協会へ直接申し込むことができます。

◇ 小規模企業等振興資金については、推薦書をつけることができます（必須ではありません）。詳しくは、下記の推薦機関にお問い合わせください。

- ・ 名古屋商工会議所（TEL：052-223-5754）
- ・ 守山商工会（TEL：052-791-2500）
- ・ 鳴海商工会（TEL：052-896-3331）
- ・ 有松商工会（TEL：052-621-0178）

## 中小企業金融ワンストップ連携機関を利用した場合のイメージ

※名古屋市信用保証協会の保証付融資制度の場合



※申込者さまご自身で名古屋市の申請窓口へ出向いていただく必要がなくなります。